

第3章

フィリピンの政党政治

——政党の消えた議会——

はじめに

アキノ政権の成立により、フィリピンはマルコス以前の政治体制に復帰した、とはしばしば指摘されるところである。「マルコス前」に存在して「マルコス後」に復活した制度として、たとえば1935年憲法と類似性の高い87年新憲法、さらに二院制をはじめとする法制度を挙げができるだろう。わけても指摘されてきたのが戒厳令以前の政党政治の復活である。戒厳令以前の実質的な相違に乏しい二大政党による寡頭制がまた始まったという分析は、度重なるクーデタ未遂事件とともにアキノ政権の保守化が進むにつれ、説得力を増してきたように思われる。

そうではない、フィリピンの政党政治は旧に復したのではなく、解体を始めたのだ、というのが本稿の主張である。これを明らかにするために、マルコス体制以前の政党政治を振り返った上で、マルコス体制下の政党政治の破壊と変容を検討し、最後にアキノ政権下における政党再編成の動向を見ることにしたい。なお、本稿執筆時点でフィリピン大統領選挙はまだ行われていないこともあり、分析の期間は1991年12月までに限定することにしたい。

第1節 寡頭民主制下の政党政治

フィリピンの政党政治は、(1)マルコス体制以前の伝統的二大政党制期、(2)マルコス体制前期における政党活動禁止期、(3)マルコス体制下の限定的政党政治、そして(4)アキノ政権下の政党政治、の以上4つの時期に区別して考えることができる。分類の要となるのがマルコス体制であり、マルコス以前とマルコス以後がどのように異なるのかが分析の焦点となる。

1. 背景

反スペイン独立運動の政治結社としての諸政党を除外しても、フィリピンにおける政党政治の伝統は長い。アメリカ統治下において、伝統的エリートの支持を確保する目的から限定的議会制が導入されると共に、植民地総督府に促されて設立された連邦党（フェデラリスト）が最初の議会政党にあたる。しかし、自ら独立を放棄するほど従順な御用政党であった連邦党は次第に衰え、米国の庇護の下の独立を掲げる国民党（ナショナリスト、N P）が影響力を拡大した⁽¹⁾。10年後の独立に向けた暫定政体であるフィリピン・コモンウェルスがタイディングス・マクダфиー法によって設立されると、ケソン大統領のもとで国民党の黄金時代が到来する。この国民党から戦後分裂して生まれたのが自由党（リベラリスト、L P）であり、この二党がほぼ交代して政権を握り続けたのがマルコス以前の伝統的二大政党制である。

さて、フィリピンの政党には実質的な相違がなかったと指摘されてきた。それでは、どのような共通点が見られたのだろうか。第1に、政党としての組織が著しく脆弱であり、党としての財源もなく、選挙組織が個々の議員ごとに構成されていた。第2に、政策と政党との関係が乏しい。これは両党に政策面での相違がないことばかりでなく、そもそも政策によって選挙を闘い議会で争うという特徴が両党ともに見られないという意味である。選挙時に

おける党綱領はつくられはしても各候補に守られず、また議会で政策的対立が起こっても、それが政党同士の対立となることは少ない。第3に、社会的基盤と支持調達の方法が共通している。両党ともに農村の地方政府を基盤とする政党であり、票と便益の交換を主とするクライエンテリズム（恩顧主義）が支持調達の主要な手段である。クライエンテリズムの性格が、土地支配を直接の背景とした名望家への集票から、より「商業」的な買収へと変わっていったとはいって、農村部の親分・子分関係が集票の中核にある点では、両党共に違ひがない。

以上の特徴を、具体的に検討しよう⁽²⁾。

2. 政党と党籍変更

フィリピン共和国が独立してから1972年の戒厳令施行までの全国選挙データを第1・2表に掲げた。マルコス政権期を除き、フィリピンは上下両院の二院制をとっていた。上院は任期6年、定数24名で、2年毎に定数の3分の1が改選され、下院は任期4年、定数は分区などに伴う異動はあるが100名内外である。この制度では、大統領選挙の年には上下両院の選挙も同時に行われ、さらに大統領任期途中の中間選挙では上院選と地方選挙が行われた。第1表の上院のデータを見れば明らかのように、大統領選挙と議会選挙の間に明瞭な相関がある。つまり、自由党候補が大統領に当選した46, 49, 61年には上院でも自由党が勝ち、国民党が大統領府を押さえた53, 57, 65年には上院も国民党が押されており、この相関には例外が全くない。他方下院では、65年選挙でマルコスが国民党から大統領に当選しながら下院では自由党が勝ったという例外があるが、これを除けば常に大統領と同じ政党が選挙に勝っている。要するに、大統領は入れ替わるもの、議会で支配的な政党はほぼ常に大統領の所属政党と重なっていたのである。

この与党指向を拡大したのが、国会議員の党籍変更（ターンコート）である。その理由としては、第1に大統領選挙で与党となった政党が予算配分と

第1表 フィリピン上院選挙・党派別議席 1949~1969年

| | 1946年 | | 1947年 | | 1949年 | | 1951年 | | 1953年 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 議席 | 比率 |
| 国民党 | 7 | 43.8% | 1 | 12.5% | 0 | 0% | 9 | 100% | 5 | 62.5% |
| 自由党 | 8 | 50.0 | 7 | 87.5 | 8 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 6.2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 37.5 |
| 合 計 | 16 | 100% | 8 | 100% | 8 | 100% | 9 | 100% | 8 | 100% |
| 1955年 | | 1957年 | | 1959年 | | 1961年 | | 1963年 | | |
| 議席 | 比率 | |
| 国民党 | 9 | 100% | 6 | 75% | 5 | 62.5% | 2 | 25% | 4 | 50% |
| 自由党 | 0 | 0 | 2 | 25 | 2 | 25 | 6 | 75 | 4 | 50 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12.5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 9 | 100% | 8 | 100% | 8 | 100% | 8 | 100% | 8 | 100% |
| 1965年 | | 1967年 | | 1969年 | | | | | | |
| 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | | | | | |
| 国民党 | 5 | 62.5% | 6 | 75% | 7 | 87.5% | | | | |
| 自由党 | 2 | 25 | 1 | 12.5 | 1 | 12.5 | | | | |
| その他 | 1 | 12.5 | 1 | 12.5 | 0 | 0 | | | | |
| 合 計 | 8 | 100% | 8 | 100% | 8 | 100% | | | | |

(注) (1) 自由党は1946年4月段階ではナショナリスト党リベラル派。

(2) 第1回選挙に限り上位8名は任期6年、下位8名は任期4年とされた。

(3) 副大統領転出に伴う特別選挙による2年任期の議員を含む。

(出所) COMELEC

人事で厚遇をうけること、さらに第2に選挙で当選するためには「強い」大統領候補を擁する政党から立候補する方が有利であること、そして第3に、そのような党籍変更を阻止できるだけの統制力も財源も各政党には乏しいこと、以上の3点を挙げることができるだろう。最初の2つの要因だけならフィリピン政治に限らず大統領制をとる諸国に一般的な現象であり、やはり党組織の著しい脆弱性が党籍変更の基本的原因であるといってよい。

党籍変更の結果、党派別議席の安定性と実際の議席との間にズレが生まれ

第2表 フィリピン下院選挙・党派別議席 1949~1969年

| | 1946年 | | 1949年 | | 1953年 | | 1957年 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 |
| 国民党 | 36 | 37.5% | 32 | 32.3% | 59 | 58.4% | 80 | 72.2% |
| 自由党 | 44 | 45.8 | 64 | 64.6 | 30 | 29.7 | 18 | 26.7 |
| その他 | 12 | 12.5 | 1 | 1.0 | 12 | 11.8 | 1 | 1.0 |
| 不明 | 4 | 4.2 | 2 | 2.0 | 0 | 0 | 2 | 2.0 |
| 合計 | 96 | 100% | 99 | 100% | 101 | 100% | 101 | 101.9% |
| | 1961年 | | 1965年 | | 1969年 | | | |
| | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | 議席 | 比率 | | |
| 国民党 | 73 | 70.8% | 35 | 34.3% | 87 | 79.1% | | |
| 自由党 | 27 | 26.2 | 59 | 57.8 | 16 | 14.5 | | |
| その他 | 1 | 1.0 | 3 | 2.9 | 3 | 2.7 | | |
| 不明 | 2 | 1.9 | 5 | 4.9 | 4 | 3.6 | | |
| 合計 | 103 | 100% | 102 | 100% | 110 | 99.9% | | |

- (注) (1) 自由党は1946年はナショナリスト党リベラル派。
(2) その他には無所属・諸派を含む。
(3) 不明には資料の欠落と、選挙結果が公判にかかり判定不能のものを含む。

(出所) COMELEC

た。下院選挙の選挙区毎の党派別議席占有率を見ると（第3表），特定党派がほぼ独占して議席を確保する選挙区は，全期間独占で7選挙区に過ぎず，70%以上の占有率でようやく半数を占めるに過ぎない。区割り変更のためにデータに算入できない選挙区が110選挙区中37選挙区にのぼることをあわせて考えれば，他国の事例との比較なしに即断するのは危険ではあるが，党派の固定した選挙区がとくに多いとはいえないだろう。ところが，これは必ずしも選挙の競争が厳しいことを指すわけではない。たとえばアルバイ3区では1949年以来デュラン一族が議席を占めてきたが，ピオ・デュランが国民党から立ったのに対して子息のベナンシオ・デュランが自由党から立候補したため，同じ一族の支配する地方で党派は固定しないことになった。ブキドノン区で

第3表 フィリピン下院選挙における党派別議席占有率
1946~69年

| | 全期間 | 70%以上 | 70%未満 | 合計* |
|---------------|------|-------|-------|-------|
| 国民党議席 | 2選挙区 | 27選挙区 | 44選挙区 | 73選挙区 |
| 自由党議席 | 0 | 9 | 64 | 73 |
| 合計 (党派固定区) | 2 | 36 | ----- | |

(注) *選挙区の区割り変更のため、1969年下院選挙における110選挙区中、過去に分区のなかつたものは73選挙区に過ぎない。このデータは、その分区されなかつた73選挙区のみを対象としている。

(出所) COMEL EC

はカルロス・フォーティッヂが46年から65年まで再選を続けたが、53年に自由党から国民党に党籍変更したことから、やはり党派で見ると固定区ではない。つまり、ヒトは変わらないが党は変わる、あるいは党は変わっても同じヒトが当選するという、個人が政党に圧倒的に優先する事情を知ることができる。

さて、同じ党籍変更でも、(1)大統領選挙後における変更と、(2)大統領選挙前における変更の2つでは性格が異なる。前者では選挙後の議会・内閣における予算配分・人事における「分け前」が変更の誘因となるのに対して、後者では選挙戦における優位獲得が変更の目標となるからである。両者は大統領の指導力(リーダーシップ)に左右され、指導力の強い大統領のもとでは前者の変更が、また指導力の弱い大統領のもとでは(他の勝ち馬を候補者が探すことから)後者の変更が一般的となる。後者の変更が集中し、多くの議員を傘下に収めた党が大統領選挙で有利となることは言うまでもない。第1表の数字を見れば明らかなように、大統領選挙の年に与党へと「雪崩」をうつ議席は、中間選挙では野党へ流れ、それが次の大統領選挙における与党を決定している。

政党が候補者を拘束する力の弱さは、党籍変更の他に、党による候補者指名が大統領選挙以外では意味が少ないと現われている。党の指名に漏れたからといって選挙からは下りたくないのが通常の候補者であるが、それ

を下ろすことができなければ党は衰弱する。党議に逆らって候補者が下りなければ、同じ党の候補者が選挙で同士打ちすることになるからである。大統領選挙に関する限りでは、少なくともマルコス以前は各党一候補にはば絞られてはいた。党議に逆らって出馬する候補もあったが、1949年選挙の自由党アヴェリノ派、57年選挙における自由党アントニオ・キリーノ派などのように、敢えて下りなければ惨めな敗北を喫している。ところが下院を見れば、同じ選挙区で同じ政党から複数の候補が出馬する事態はほとんど日常的であるといってよい。国民党候補者数をとれば、のちに自由党となる「国民党自由派」と国民党の争った46年選挙を別にしても、57年のアクラン区では3名、61年のスリガオ区では6名もの国民党候補があり、61年のカガヤン区では1つの議席に対して10名もの国民党候補者が争っている。日本の場合にも同様の現象は見られるが、これは中選挙区制のゆえに複数候補の出馬が必要になるという、選挙制度の特徴による現象である。小選挙区制をとるフィリピンではそのような必要はなく、同一政党からの大量立候補は、単純に党がその候補を下ろせなかつたことの反映に過ぎない。

3. クライエンテリズムの動態

これまでに見たように、フィリピンにおける政党の類似性とは、政党のイデオロギーや組織が似ているという意味ではなく、選挙と議会において政党の意味が希薄であることの反映に過ぎない。これは政治的支持を調達する過程(すなわち選挙における集票過程)で政党の果たす機能が小さいことからも裏付けられる。この集票過程が、クライエンテリズム(恩顧主義)と呼ばれるものに他ならない⁽³⁾。

フィリピンは、イタリアと並んでクライエンテリズム研究に最も多用されてきた事例である。そこで供与される便益にはどのようなものがあるのか、まず整理してみよう。クライエンテリズムにおける「見返り」は、日常的互酬と非日常的取引に大きく分かれる。経済活動でも地域共同体でも毎日接し

て生活する当事者の間には、多様な相互扶助関係が発生する。このような日常的互酬状況では、とくに接する相手を選ぶ余地がきわめて限られた農村地域などにおいて、供与される便益の意味は大きく、便益を供与されない場合の不利益も甚だしい。水利権、借金棒引き、見舞い金、祝い事へのつけとだけなど、特定することの難しい多様なフリンジ・ベネフィットが、何に対する報酬にあたるのかは不分明なままに絶えず支出される。クライエンテリズムの古典的状況はこのような名望家の日常的保護と喜捨にあり、この場合に買票を特定することは困難である。

他方、労働力の移動がはじまり社会的流動性が拡大すれば、毎日接する相手は変わるか、少なくとも変えることが可能となる。日常的互酬関係の基礎が弱まるだけに、便益供与も非日常性が高まり、特定の目的のための取引という性格を帯びることになる。便益の性格は、特定の個人に対し、その個人への固有の意味を持つサービスの提供から、より一般的で抽象的な価値の提供に、たとえば出産における労働力供与(手伝い)から現金による出産祝いに変わっていく。日常の接触のない代議士から選挙前に現金を提供されれば賄賂に決まっているように、非日常的取引においては便益供与の目的を特定することが比較的容易である。

さて、日常的互酬関係が徹底した状況では、そもそも「他の候補に入れる」余地がほとんどないから、投票はクライエンテリズムによるというよりは、名望家への信認投票、それも信認を拒否する余地のない投票となる。他方、取引の非日常性が徹底した場合には市場における交換と選ぶところがなくなるから、金をもらった相手に投票を強制することができない以上、買収の効用も著しく下がることになる。この日常的互酬と非日常的取引の両極の間に成立する交換関係が、選挙におけるクライエンテリズムである。労働力移動が避けられない以上、日常的互酬から非日常的取引への変化は一方的に進み、つまるところ集票に必要な出費は増大することになる⁽⁴⁾。

便益供与の中心は買票である。これは下院議員を中心に、下院議員から州知事、州知事から市町村長などの自治体首長へという階梯をたどり、リデル

(lider)と呼ばれる地方ボスが現場における買収と集票の任にあたる。この中央から地方への集票マシンは政党組織と独立した、そして政党組織よりもはるかに強固な連繋を持っており、たとえば下院議員と県知事の所属政党が異なるマシンの例も多い。マシンの要になるのが議員の資金調達能力であるが、その資金を個人で貯うことは難しく、政党にも財政的基礎はない。その結果、議員が中央財政に行使する影響力がなによりも重要になる。マルコス以前は、公共事業に関連した立法を議員立法で行うことが可能であり、特定の案件に議員が予算を割り当てる制度的枠が存在した（議員割当予算）ことから、この枠をフルに行使することでリベートなどによる資金調達が可能であった。自前の資金が乏しい状況におけるクライエンテリズムは、国家予算を操作することなしには支えられないである。その結果、選挙毎にフィリピンの国家財政収支は悪化した。フィリピン政府の財政収支（現金勘定）を見れば、選挙年ごと（隔年）に赤字幅が増大し、とりわけ1969年大統領選挙後には完全な財政破綻に陥っていたことが明らかとなる。

クライエンテリズム以外の支持調達が図られた時期がなかったわけではない、利益政治の体系が完全な正統性を獲得したとはいえない。マグサイサイを擁立した1952年選挙とアキノ夫人がマルコスに挑んだ86年選挙では「草の根」の選挙戦が行われた。とはいえ、そのような現象がフィリピン政治の制度となることはなかったといってよい。政党よりは属人的集票組織によって選挙を支える、そのような社会的支持調達の方法においても、二大政党による相違は全く見られなかった。

4. 政党と行政

ここまで類似性が高い政党であれば、なぜ似ているのかという疑問とは別に、なぜひとつの政党にならないのか、という別の問題を立てることもできる。社会的基盤が全く重なり、どちらもほぼ全国政党であり、さらに独自の財源や組織もなく、そして政策的な相違が見られないとすれば、落選のリスク

クを犯して敢えて選挙で争うよりは政党合同により永久政権をつくるほうがはるかに有利だからである。他のA S E A N諸国では、政党と行政が限りなく融合したマレーシアやシンガポールのような事例が見られる。これらの場合は、与党が政府と直結し、野党が常に反対政党の立場に置かれることから、与野党というよりはむしろ「政府党」と「在野党」ともいるべき政党勢力の配置が生まれる。ところが、フィリピンでは政府党の形成はなかった。なぜだろうか⁽⁵⁾。

ここで、フィリピンの政党政治は本当に二大政党制だったのか、という別の疑問が生まれる。2つの政党が政治的空間を占拠していたとしても、その時その時を見れば、片方の政党が常に7割近い議席を保持していたのであり、政権を握る政党が「野党の脅威」に曝されることは少なかった。さらに、ケソン政権下のナショナリスト、またマルコス政権前期のナショナリストは、それぞれ一党優越と形容できるほどの圧倒的議席を誇っていた。

第1・2表に明らかなように、マルコス以前の議会選挙では当選者に政党による偏りがはなはだ大きい。フィリピンの政党とは、なによりも大統領選挙における支持母体、それも組織性の希薄な「ラベル」としての意味が中心だったのである、政党が2つあるということは、要するに大統領選挙が2つの政党の候補によって戦われるという以上の意味はなかった。そして、大統領制がとられ、大統領候補が複数存在するという条件だけが、政治的競合を残した唯一の条件であった。大統領選挙の間は議会における与党の影響力が強く、次の選挙が近づけば与党から野党への鞍替えが進む。つまり、大統領制という制度が政府党の形成を阻んできたのである。さらに、地方では各選挙区に約2名の有力候補があり、全国では約2名の大統領候補が争うという構図が、戒厳令体制以前は見られたが、この構図が続く限りでは、政党組織が弱体ではあっても、中央から地方までの政治的競合が結びつき、「政党政治」の外観を辛うじて維持することもできた。

さらに、議会の影響力が常に大統領に先行するという事情が、逆説的ながら、政党の成熟を阻むことになった。簡単にまとめておこう。

大統領府と議会の関係は、植民地時代におけるマニラ総督府と議会の関係を正確に持ち越しており、行政権力が徹底して大統領に集中するのと同時に議会に広範な監査権限が与えられている。そして、フィリピンでは植民地国家の代わりに議会が開かれたという歴史のとおり、行政機構の中央集権性が乏しいことから、議会によって行政の人事・財政への干渉が続き、これがさらに行政機構の凝集性を阻むことになった。戒厳令下の1973年憲法体制を除き、フィリピンの議会は上下両院の二院制をとってきた。下院は小選挙区による地域代表であるが、上院は全国を一選挙区とする全国代表である点に特徴が見られる。後者は、選挙制度からしてそもそも全国政治家でしかありえず、個別地方利益に左右されない代わりに、全国政治家の頂点にあたる大統領の座を競い合う立場におかれている。この結果、全国の政治を代表する大統領府と地方利益を代表する下院というありがちな構図に加え、各上院議員と大統領との間のリーダーシップの競合という現象も生まれた。

以上に見た対抗関係は、あくまで大統領と議会との間のものであって、政党を含んでいないことに注意しなければならない。政党による拘束力が乏しい状況では、当選後の大統領は党議による拘束をほとんど受けない。逆に、議会が複数の政党から構成されるとはいえ、政党による拘束力は各議員に対しても弱いため、政党の違いが当選後の議員に持つ意味も乏しい。他方、大統領に広汎な権限が与えられ、さらに議会にも広い監査権限が与えられる以上、大統領府（行政）と議会の対立は、ほとんど制度上避けることができない。そこでいったん選挙が終わってしまえば、議会内部の政党による断絶よりは、議会全体と行政との断絶のほうがはるかに大きい意味を持つことになる。そもそも大統領制下では議会の権力が凝集する一方で政党の権力は拡散するという一般的な特徴があるが、フィリピンの場合は議会の権力が極度に強いことから大統領は議会全体に対して対抗する他なく、政党を軸とした政治的対抗にはほとんど意味がなかったのである。大統領選挙のない時期のフィリピンの政党は、基本的に議会内の交渉団体であって、大統領にはこれを操作する力はない。それゆえ、議会との緊張関係に立った場合、大統領

は所属政党に訴えても意味はなく、議会制全体を行政命令で拘束するか、議会制を廃止するかというドラスティックな選択を迫られる。特殊立法を重ねて国家財政を破綻に追い込んだ1972年当時の議会に対して、政党によって締め付けるという選択肢はマルコスには残されていなかった。政府党による制度的統制ではなく、戒厳令という政治変動をフィリピンが経験した大きな理由は、統制であれ政治参加であれ、政党が有効性を持ち得ないというフィリピン政治の制度的特徴に求められるのである。

第2節 戒厳令体制下における政党政治の衰退

1. 議会制の停止と復活

マルコス体制の最大の特徴は、議会を停止したことである。戒厳令施行の理由としては、共産主義の脅威やイスラム分離運動の脅威などが挙げられ、また研究者によってはフィリピンの工業化の形態と戒厳令体制を結びつける開発独裁論などのさまざまな分析が行われてきた。しかし、戒厳令施行時点で、とくに「脅威」があったわけでもないし、また独裁を必要とするような経済計画もなかった。戒厳令施行の直接の引金は、なによりも大統領3選の禁止に乗り出した憲法制定議会（constitutional convention）の阻止にあり、その直接の背景は財政破綻のもとで予算分配を巡り深刻な対立に陥った議会と大統領府との間の紛争であった。戒厳令施行とともにマルコスが逮捕した「反政府分子」が国会議員であったことも、この事情を裏書きしている⁽⁶⁾。

議会の長期にわたる停止は、マルコス体制が他の権威主義体制と著しく異なる点である。インドネシアでもマレーシアでも、あるいは韓国でも台湾でも、議会は政治参加のチャネルというよりは政治的統制のための制度として機能し、「国民の不満」を制度内部に抑え込む上で欠かせない役割を担ってきた。議会が必ずしも「民主的」でなければこそ、権力の正統性を確保

する上で行政権力にとって議会は安全かつ有効である、これが他の東アジア諸国における議会の機能であり、それだけに議会を停止する必要に迫られるような行政と立法の対立もなかった。ところがフィリピンの場合は、1978年まで選挙が行われず、議会を全く通さない社会統制が6年以上も続いたことになる。その理由は、選挙を行えば伝統的政治エリートの復権を認めざるを得ないほどマルコス体制の行政的基盤が脆弱だったからであり、議会の潜在的権力が強いために議会を開けなかったのである。そして、78年に選挙に踏み切ったのち、予想通り既成政党政治家の復権が相次ぐことになった。

2. 国民議会選挙と政党再編成

マルコス政権後期における諸政党を概観しておこう。1978年4月の暫定国民議会選挙では、与党として新社会運動（Kilusang Bagong Lipunan, KBL, 78年2月）とN P ロイ派（78年2月分裂）が出馬した一方、野党側では急遽国民の力（Lakas ng Bayan, LABAN, 78年2月）が設立された。後者は獄中のアキノ元上院議員を擁立する反体制政党ではあったが、既成政党からの参加は乏しく、無論選挙戦術は制限され、財源もなく、政府不信任を示す以外の効果はなかったといってよい。

転機となったのは1980年1月の地方選挙である。ここでも与党は新社会運動とN P ロイ派であったが、野党側ではラバンに加えて民主野党連合（Union of Democratic Opposition, UNIDO—I, 80年8月）が設立された。この選挙の特徴は、地方政治レベルで既成政党政治家が大量に復帰したことにある。新社会運動傘下ではデュラノなど、またUNIDO—I側でもバタンガスのラウレル家など、在来の「政治家一族」が復権した。前者、KBLは、バランスガイ制度を下敷に職能・地域代表の積み上げによって成長する新しい政治エリートを中心とするはずであったが、やはりバランスガイ制によってバリオの政治を組み替えることはできず、在来の旧国民党政治家の緩やかな連合に留まる他はなかった。また、後者のUNIDOは市民運動家なども多数擁し

てはいたものの、とくに地方選挙では、KBLとさして違ひのない伝統政治家が中心となっていた。とはいえ、この選挙では、北部ミンダナオとセブ諸島の一部に、UNIDO連合のもとで、はじめて地域政党が議席を得たことは注目される。

戒厳令を公式に解除した後に行われた1981年6月の大統領選挙では、野党勢力が全国政党としては活動できないことが明らかとなった。選挙が不正なものとなることが事前に予想されるとして、KBLとNPロイ派に対してUNIDOもラバンも選挙をボイコットしたが、これは集票能力の劣勢をはねかえせないことが事前に明らかになつたのであった。野党勢力は、機能の著しく制限された国民議会で政府に抗議する他には、地域代表としての利害を表明することしかできなかつたのである。

しかし、同じ1981年以降、フィリピン経済は急速に悪化し、社会不安も増大した。その経済的理由は第二次石油危機以後の不況と、メキシコにはじまつた累積債務危機があわせて打撃を加え、これに同年春の金融恐慌が拍車をかけたためであったが、同時に議会政治の復活がクライエンテリズムの復活を伴い、政治的支持調達を目的とする財政支出が異様に膨らんだためでもあった。そしてアキノ元上院議員の暗殺事件を契機に政府批判が急増したところで行われたのが、84年の国民議会選挙である。

国民議会選挙に与党として出馬したのはNPロイ派を吸収したKBLであったが、他方野党勢力には大きな組み替えが起つた。まず、UNIDOはKBLを見限つた政党政治家を含め、統一民族民主機構(Union of Nationalist Democratic Opposition, UNIDO-II)に改称した(略称は同じ)。これを構成する派閥としては、NPラウレル派・LPサロンガ派・LPカラウ派の三者があり、緩やかな連合の中で事実上の政党として各派閥が活動を行つた。さらに、北部ミンダナオのカガヤン・デ・オロ市長として実績を挙げてきたビメンテルを党首とするフィリピン民主党と、1978年選挙と同じ組織名を掲げつつ社会民主主義運動系の活動家も集めたラバンが連合を結成し、PDPラバン(PDP-LABAN-I, 82年5月)として出馬、UNIDO-IIとともに相

第4表 1984年選挙・党派別当選者内訳

| | 政党名 | 議席 | 議席比率 | | 政党名 | 議席 | 議席比率 |
|-----------------------|-----------------|-----|--------|-----------------------|-----------------|----|------|
| 与 党 連 合 系 | KBL | 107 | 58.47% | 野 党 連 合 系 | PC-UNIDO | 3 | 1.64 |
| | KBL-IND | 6 | 3.20 | | UNIDO-MA | 2 | 1.09 |
| | NP-KBL | 1 | 0.53 | | UNIDO-NP-LP | 1 | 0.55 |
| 野 党 連 合 系 | UNIDO | 20 | 10.92 | | UNIDO-BS | 1 | 0.55 |
| | UNIDO-PDP-LABAN | 12 | 6.53 | | UNIDO-NUL-LP-NP | 1 | 0.55 |
| | UNIDO-LP | 6 | 3.20 | | MA | 1 | 0.55 |
| | UNIDO-NP | 6 | 3.20 | | NP | 3 | 1.64 |
| | PDP-LABAN | 4 | 2.18 | | IND | 6 | 3.20 |
| | UNIDO-CCA | 3 | 1.64 | | | | |

(出所) COMELEC

当の勝利を収めた。PDPラバンには従来の政党政治家とは異なるメンバーが含まれていたことから、国民議会の政治的スペクトラムは従来の体制内部の矛盾から大きく拡大し、ビジネス・エリートから参加民主主義型の運動まで含めた反体制運動がマルコス体制に対抗するという構図が出来上がる。

とはいっても、全国政治の場面では、戒厳令体制で組織的凝集性を失った伝統的政党勢力に大統領選挙を戦う力量もなかった。1984年選挙で野党連合が予想外の得票を得たとはいっても、その野党連合とはどのような政治組織を指しているのか、明らかではなかった。UNIDO・PDP—ラバンの連合が野党勢力を主導したと考えるのは、野党系議員のうち12名がUNIDO—PDPラバン連合を出身政党として登録したのに対し、20名はUNIDO、4名はPDP—ラバンという個別政党を出身母体として挙げている。さらに、UNIDO-LP、UNIDO-NP、甚だしい例ではUNIDO—NP—LPといった政党連合が登録されており、マルコス系候補の多くがKBLだけを出身政党として挙げているのと著しい対照をなしている。反マルコス系という特徴を横における、候補の「ラベル」としてさえも、野党系政党組織の意味は小さかった。

フィリピン政治で少しでも政党に意味が残されているとすれば、大統領候補擁立組織としての機能であるが、マルコスに対抗する候補を擁立する力量は、このように細分化が進んだ野党勢力にあるはずもなかった。1984年5月から年末にかけて、反マルコス運動では左派が戦略的優位を得るとともに、既成政党の反政府活動における影響力は後退を続けた。左派の影響力は85年夏のバヤンとバンディーラの分裂により一気に凋落したが、他方政党の間でもLPからオスメニヤ議長が離脱するなど内紛が繰り返される。カラウ派とサロンガ派の分裂は決定的となり、さらにカラウ派もサロンガ派もUNIDOから離脱するというように、85年選挙直前には、政党の細分化と拡散はむしろ進んでいた。

アキノ夫人の「黄色い革命」は、反政府政党勢力の結集どころか、その解体期に進んだ現象である。UNIDO、PDP—ラバンなどの野党系勢力は、ラウレル、カラウ、サロンガなどの著名政治家を中心とするグループの離合集散に左右され、大統領候補を一本化できる状況にはなかった。「殉教者アキノの未亡人」という、政党政治を越えた正統性基盤を持ち、既成政党とのつながりに乏しかったからこそ、コラソン・アキノの周囲に党派と階級を横断した「黄色い共同体」が結集した。政党の動員力をはるかに越える群衆が集まることで初めて、革命とも呼ばれる政治変動が可能となった。政党政治のレベルで「マルコス追放」を捉えることには明らかに限界がある。逆にいえば、アキノ政権は基盤となるべき政党組織がほとんどない状態で出発したのである。

第3節 アキノ政権下における政党再編成

1. 政党再編成と政党の希薄化

さて、マルコス政権における政党政治はどのように、どこまで壊されてい

たのか、これを明らかにしたのがアキノ政権下における政党再編成である⁽⁷⁾。

1987年憲法、35年憲法の類似性に見られるように、アキノ政権成立とともに政治制度におけるマルコス以前の制度への復帰が進んだ。政党政治を見ても、在来の伝統政党が復帰するのではないか、との観測が通常であった。その試金石となったのが、87年5月の上下両院選挙であった。

野党勢力では、まずKBLの残党を集めた平和進歩連合・新社会運動(UP・KB, 87年3月)と、NPカエタノ派(旧ロイ派)、UNIDOエスピノ派、そしてLPカラウ派というUNIDOの反主流三派がエンリレらの指導により結集した民主大連合(Grand Alliance for Democracy, GAD, 87年3月)が出馬したが、アキノ夫人に対する支持が圧倒的な1987年では支持を集めようもなく、上院にエストラーダとエンリレを当選させるにとどまる惨めな結果となった。他方、ラバンに結集した諸政党(ラカス(Lakas ng Bansa)=LN B, 86年11月; PDPラバン〔ピメンテル派〕; UNIDO〔ラウレル派〕; LPサロンガ派; 社会運動側のBANDILLAと運動連合体としてのNUCD)は、少なくとも議席のうえでは決定的勝利を収めた。

とはいっても、まさに勝利を収めたその政党連合と政党組織の内実も問われることになった。政党連合は、マルコス体制の末期に、選挙闘争において反体制運動を糾合する目的から生まれた現象であるが、アキノ政権成立後も引き継がれた。1987年総選挙では、政党連合から直接立候補したものと、政党連合を構成する各政党から立候補したものに候補者が二分され、両者を分ける基準は明らかではない。「アキノ派」が勝ったのは明らかでも、その「アキノ派」がどのような政党なのかはわからないのである。

1987年選挙における政党の意味を考えてみよう。選管への届け出を見ると、とくに下院においては、政党連合・個別政党をあわせ、複数の党派を出身母体として挙げているものが多数見られる。たとえばリサール選出のスムロン議員はLakas ng Bansa/PDP-Laban/UNIDO/LP(Salonga wing)の合計4組織を、パンガシナン選出のオルボス議員は、UNIDO/PDP/NUCD/Lakas ng Bansa/Liberal Salonga/Bandila Coalitionの合計6組織を、そして南レ

**第5表 1987年フィリピン下院選挙における当選者の選管申請党派名
内訳（複数党派申請を含む）**

| | 政党名 | 件数 | | 政党名 | 件数 |
|-----------------------|-----------------|----|-----------------------|------------|----|
| 与 党 連 合 系 | Lakas ng Bayan | 13 | 野 党 連 合 系 | KBL | 16 |
| | Lakas ng Banska | 68 | | NP | 17 |
| | PDP-Laban | 61 | | GAD | 9 |
| | UNIDO | 41 | | 他党派 | 29 |
| | LP | 21 | | その他 無党派 | 25 |
| | LP(Salonga) | 14 | | 党派不明 | 3 |

(出所) COMELEC

イテ選出のメルカド議員は LP (Salonga wing)-Panaghiusa/Laban-Coalition/UNIDO/PDP-Laban/Lakas ng Banska/Bandila の 6 組織を、それぞれ所属政党として登録している。当選者の申請した政党それぞれをすべて算入して党派別分布をとったものが第5表である。2つ以上の党派を申請した者が多いために件数の合計は議員総数と一致しないが、これを見れば与党系党派の申請がより多いとはいえ、与野党それぞれで党派が細分されている事情を見ることができる。この細分化は、政党組織が割れた結果と言うよりは、むしろ各候補が複数の支持母体を掲げた結果であり、党派による各候補に対する「しめつけ」の跡は乏しい。

このような政党組織の「相乗り」は、既成政党が有力候補を争って指名した結果とみなすこともできるし、その場合には政党組織が弱体化しているとの結論には直接にはつながらない。しかし、与党系政党に限ってさえ、同じ選挙区で同一政党から複数の候補が出馬した事例が多いのである。第6表に見られるように、ラカスでは25%以上の選挙区で、PDP-ラバンでは28%以上の選挙区で、またUNIDOの場合でも24%近くの選挙区で2名以上の候補が出馬している。同じ選挙区に同じ政党から複数の候補が擁立される事態は日本の総選挙でも見られるが、これは中選挙区制という選挙制度の結果として説明することができることは前に述べた。フィリピン下院は各選挙区から1名を選出する小選挙区制をとっているから、同一政党から複数候補が

第6表 1987年フィリピン下院選挙における
選挙区別与党連合系立候補者数

| 党派名 | 選挙区当たり 立候補者数 | 選挙区数 | 比率 % |
|----------------|-----------------|------|---------|
| Lakas ng Bansa | 0名 | 29 | 14.7 |
| | 1名 | 117 | 59.4 |
| | 2名 | 38 | 19.3 |
| | 3名以上 | 13 | 6.6 |
| PDP-Laban | 0名 | 41 | 20.8 |
| | 1名 | 98 | 49.7 |
| | 2名 | 41 | 20.8 |
| | 3名以上 | 17 | 8.6 |
| UNIDO | 0名 | 45 | 22.8 |
| | 1名 | 105 | 53.3 |
| | 2名 | 41 | 20.8 |
| | 3名以上 | 6 | 3.0 |

(出所) COMELEC

出馬すれば「相打ち」を避けることはできない。政党公認候補者を絞るだけの規制力が政党に欠けていない限り、複数候補の出馬はありえないのであり、選挙における政党（ないし政党連合）の意味はここでも大きく後退している。

上院選挙の場合は、既成政党政治家が政党から、また市民運動出身政治家が政党連合から、というパターンをおおよそ見て取ることができるが、必ずしも一般的とはいえない。連合組織ラバンから直接立候補して当選した上院議員4名の前職は大学学長（アンガラ）、税関局長（タニヤーダ）、労組書記長（ヘレラ）、イスラム教徒リーダー（ラスール）であり、地方政治からたたき上げたものや政党人がいないのは事実であるが、他方市民運動の連合体バンディーラはラバンからではなくバンディーラから候補をだしている。大連合ラバンを構成するラカス、PDP=ラバン、UNIDOそれぞれが政党ではなく政党連合であり、しかもその連合を構成するのは政党ばかりでなくバンディーラなどの市民運動も含まれる。政党連合が重層的に拡大した結果、なにが政党でありなにが政党ではないのか、また個々の政党のどこが違うのか、区別することが難しくなった。

選挙戦の過程で政党組織が持つ意味が少なかったことは、各候補からも報告されている。1987年選挙で選出された下院議員は、選挙戦で何がいちばん役に立ったかとの質問に対し、40%が個別議員の支持組織、27%が全国的リーダーによる公認、13%が地方リーダーによる公認を挙げているが、政党組織を挙げたものはいない。個別支持組織・全国政治家による承認・地方政治家による承認を取り扱ってしまえば、とくに政党の役割など残らない、そう理解するほかはないだろう⁽⁸⁾。

政党再編成と政党連合は、じつは政党組織の緩やかな解体であった。政党連合という形態がアキノ体制でも続いたのは、構成する各政党・派閥がマルコス以前よりもさらに求心力を失い、それだけでは議会会派としての活動も全国大の選挙戦も戦えない、という事情に由来するものであった。だからこそ、どの候補も、ほとんど自由に所属党派名を列挙することができたのである。

ただし、政党の意味が薄れたからといって、議会の影響力が後退したわけではない。むしろ、アキノ政権のリーダーシップが失われるとともに、農地改革法案の「骨抜き」に見られるように、政策決定における議会全体としての影響力はむしろ高まっていった。とはいえ、議会の影響力の強化から政党政治の復活を結論付けることもできない。政党による個別利益の集約を失った議会は、地方の個別利益を束ねた利益政治に留まる他はない。政党は消えても議会が残るのは事実であるが、特殊利益を政策にまとめる機関が失われれば、議会の機能も変化することに注意する必要があるだろう。

2. 地方選挙以後

国政選挙では一応の連合を組んだ各会派は、1988年1月の地方選挙では完全に分裂した選挙戦を繰り広げることになった。野党勢力では新たに国民党が再建されたものの(87年11月)カエタノ派とエスピノ派の分裂は続いた。与党ではラバン系がLNB=PDPラバン連合を設立しながら、LNBの相手

である PDP ラバンはコファンコ派とピメンテル派に分裂した。さらに87年11月に再建された自由党はサロンガ・エストラーダ・メルカドの三派に分かれ、そしてUNIDOにはラウレル派しか残ってはいなかった。このような著しい分裂は、地方選挙では政党連合よりも少人数の会派で十分勝つことができるという事情に由来するものではあったが、同時にそのことは、マルコス体制のもとで中央の政党政治と地方の政党政治が切断されて以来、中央・地方の政党政治の分裂が続いており、しかも政治的重心は地方にかかったままであるという、より基本的な危機も表現していたのである。

大統領選挙では、大統領候補が政党名を掲げて戦う以上、少なくともラベルとしての政党は必要になる。1990年後半から、92年大統領選挙に向けた政党再編成が再び進められた。92年選挙は正副大統領とともに上下両院議員および州知事以下の地方首長と議員も選ばれることになっていたから、大統領候補の所属政党を中心として、中央から地方までを縦断する政党秩序が再び形成される可能性もあった。しかし、現職のアキノ夫人が再選に出馬しない意志を明らかにしていたことから、92年大統領選の「有力候補」は、選挙戦の最後まで明らかにはならなかった。地方政治家からすれば、「誰についたらいいのかわからない」状況が続いたのであり、これに中央政治でパトロネージを独占する政党がないこと、またどの既成政党も地方政治とのチャネルを失ったままであることと合わせ、勝ち馬のわからない統一選挙 (synchronized elections) は政党の分散傾向をさらにおし進めることになった。

所属政党の党籍変更はマルコス以前のようにアキノ政権下でも進んだが、ことに上院では従来に見られないような変化が続いた。しかも従来とは異なって、大統領与党への結集ではなく、むしろ大統領与党から多様な小集団へ分裂が進んだことが最大の特徴である。第7表に見られる上院議員の党籍変更は、特定の政党に集中してはいない。また、変更の契機となったのが大統領選挙だけでなく、その前の地方選挙であったことも注意を要する。中央と地方の連絡が切れた結果、地方政治の分散性がそのまま中央の政党政治の分解を招いている、このように捉えることができるだろう。これに加え、アキ

第7表 1987年選挙選出上院議員所属政党変遷（1991年12月現在）

| 氏名 | 当選時所属政党 | 89年2月 | 91年12月 |
|---------------------------|-----------------------|-------------|---------------|
| Salonga, Jovito R. | Laban (LP) | LP | LP |
| Aquino, Agapito A. | Laban (NUCD, Bandila) | Bandila | LDP |
| Mercado, Orlando S. | Laban (UNIDO) | LP | LP/UP |
| Osmena, John H. | Laban (LP) | LP (LDP) | Ind (LDP/UP?) |
| Angara, Edgardo J. | Laban | Ind. | Ind (UP?) |
| Romulo, Alberto G. | Laban (Lakas) | Ind. | LDP |
| Ramos Shahani, Leticia V. | Laban (Lakas) | Lakas | LDP |
| Saguisag, Rene Augusto V. | Laban (Bandila) | PDP-Laban | LP |
| Gonzales, Neptali A. | Laban (Lakas) | Lakas | LP |
| Lina, Jose D. | Laban (PDP-Laban) | PDP-Laban | LDP |
| Tanada, Wigberto E. | Laban | Ind. | LDP |
| Alvarez, Heherson T. | Laban (Lakas) | Lakas (LDP) | LDP |
| Laurel, Sotero H. | Laban (UNIDO) | UNIDO | LP |
| Estrada, Joseph M. E. | GAD | LP | LP |
| Guingona, Teofisto T. | Laban (PDP-Laban) | PDP-Laban | LP |
| Mangulapus, Raul S. | Laban (NUCD) | (cabinet) | (cabinet) |
| Paterno, Vicente | Laban (LP) | Lakas | PDP-Laban |
| Ziga, Victor San Andres | Laban (LP) | LP | LDP |
| Maceda, Ernesto M. | Laban (Lakas) | LP | LDP |
| Pimentel, Aquilino Q. | Laban (PDP-Laban) | PDP-Laban | PDP-Laban |
| Herrera, Ernesto F. | Laban | LP | LP |
| Tamano, Mamintal | Laban (UNIDO) | UNIDO | LP |
| Rasul, Santania | Laban | PDP-Laban | LDP |
| Enrile, Juan Ponce | GAD | UNA | NP |

（出所）『アジア動向年報』・Velasco; Mahiwo (1989年)・*Manila Bulletin* より作成。

ノ再選が本人の意志ばかりでなく憲法上も禁止されており、他方アキノに代わる求心力を持った政治指導者が存在しないこと、また1992年選挙では上下両院と地方選挙が大統領選挙と併せて行われることなどから、小選挙区制度をとっているにもかかわらず、理論的には予測される一ないし二党への糾合とは逆に、政党の分散が91年末にかけて進んだ。

1991年12月段階の党派別勢力としては、(1)ナショナリスト系として再編された国民党 (N P - II, 89年5月) には、ラウレル派・エスピノ派・カエターノ派の三派が、またこれから分かれた党派としてコファンコのフィリピーノ党 (のち、民族主義人民連合、N P C) がある。(2)ラカス系の党派としては、

民主フィリピン闘争（LDP, 88年9月）があり、発足時では上院で6議席、下院で158議席、州知事は43名を数える。このなかには、当初からラバンを基盤に立候補したもののほかに、旧LNB系および旧PDPラバンのホセ・コファンコ派がある。(3)リベラリスト系の党派としては上院で8名を数えるLPがサロンガ派とエストラダ派に分裂し、前者にはLDPに対して独自性を保持してきたPDPラバンのピメンテル派が、PDPラバンの党派名を保ちながら合流した。ほかに同系ながらLPから出た党派として、LPメルカド派を吸収したマルセロ・フェルナンの進歩同盟（UP, 91年11月）がある。(4)既成政党の外では、農地改革庁長官（議会の承認は受けていない）を務めたサンチャゴを擁する人民改革党がある。これら全ての党派は、大統領選挙における候補擁立の過程で生まれたものであり、すでに、旧閣僚・上院議員を単位にひとり一党という段階にまで政党政治の解体は進んでいる。党の指名に漏れれば臆せず直ちに新党を結成するという状況では、政党はラベルとしての意味さえも奪われたといわなければならないだろう。

おわりに

政党政治の解体ということばは、通常の用語法では独裁政権の成立と議会制の停止を指している。政党政治の危機も先進工業国の中では繰り返し指摘されてきた現象であるが、それは政党による政策形成能力の減退を指してはいても、政党が議会から消えることまでいっているわけではない。ところがフィリピンの場合、議会制の停止どころか、まさに議会制の復活とともに、それまでも脆弱であった政党は、事実上の「ひとり一党」という状況にまで解体してしまった。政党の消えた議会が大統領選挙後も続くことになるのか、あるいは全国・地方選挙のたびに政党政治が消えては復活するのか、即断することはできないが、少なくともマルコス以前の政党政治への復帰が起こったのでないことは確実である。フィリピンの政党政治は逆戻りしたのではな

い。ただでさえ意味の乏しかった政党が、全く意味を失ったのである。

[注]――――――

- (1) 植民地期における政党政治の形成は、Stanley, Peter, *A Nation in the Making*, ケンブリッジ／マサチューセッツ Harvard University Press, 1974年参照。
- (2) 戒厳令体制以前のフィリピン政治については、Abueva, Jose Veloso; Raul P. de Guzman 編, *Foundations and Dynamics of Filipino Government and Politics*, マニラ, Bookmark, 1969年／Grossholtz, Jean, *Politics in the Philippines*, ボストン, Little, Brown, 1964年参照。選挙制度は Espinoza, Lourdez M., “The Commissions on Elections and Philippine Political Mobilization,” ケソン, unpublished M.A. thesis, University of the Philippines, 1976年参照。選挙結果資料は製本前の Commission of Elections, Report of the Commission of Elections (mimeo) を使用した（製本版は選挙区毎の統計に乏しく、さらに当選議員のデータのみ収録した年度が多いなどの問題がある）が、一部データの脱落がある。
- (3) フィリピンのクライエンテリズムについては、もっとも古典的業績が Lande, Carl, *Leaders, Factions and Parties*, ニューヘブン, Yale University Press, 1971年であり、その後のクライエンテリズム論がフィリピンに言及する場合の標準的典拠となっている。ランデの後の研究動向としては、Nowak, Thomas; Kay Snyder, “Clientelist Politics in the Philippines: Integration or Instability?” *American Political Science Review*, 第68巻第3号, 1974年9月／Nowak, Thomas; Kay Snyder, “Economic Concentration and Political Change in the Philippines,” Benedict Kerkvliet 編, *Political Change in the Philippines: Studies of Local Politics Preceding Martial Law*, ハワイ, The University of Hawaii Press, 1974年が参考になる。また、周到なフィールド・ワークによって農村部のパトロネージの商業化をつきとめたのが、Wolters, Willem, *Politics, Patronage and Class Conflict in Central Luzon*, ケソン, New Day, 1983年である。
- (4) クライエンテリズムの理論的検討としては、依然として Scott, James C., “The Erosion of Patron-Client Bonds and Social Change in Rural Southeast Asia,” *Journal of Asian Studies*, 第32巻第1号, 1972年が格段に優れている。
- (5) フィリピン議会について、Caoili, Manuel, “Legislatures and the Political Order: The Case of the Philippine Congress,” パリ, paper delivered at the 13th International Political Science Association (I P S A) World

Congress, 15–20 July 1985, Paris / Emmert, Diana S., "The Philippine Congress: Policy Making and Development," ハワイ, unpublished Ph.D thesis, University of Hawaii, 1983年 / Stauffer, Robert, *The Philippine Congress: Causes of Structural Change* (Sage Research Papers in the Social Sciences) ビバリーヒルズ, Sage / Stauffer, Robert, "Philippine Legislators and their Changing Universe," *The Journal of Politics*, 第3号, 1966年, 556~597ページ参照。

- (6) マルコス体制の動態については、以下の拙稿を参照されたい。藤原帰一「フィリピンにおける「民主主義」の制度と運動」(『社会科学研究』第40巻第1号, 1988年) / 藤原帰一「フィリピン政治と開発行政」(福島光丘編『フィリピンの工業化——再建への模索』アジア経済研究所, 1990年) / 藤原帰一「「民主化」の政治経済学——東アジアにおける政治変動」(東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』第3巻, 東京大学出版会, 1992年)。
- (7) アキノ政権下の政治変動については、『アジア動向年報』を中心として、ほかに *Manila Bulletin* 紙と FEER 各号を参照。また、片山裕「フィリピンの政党と選挙——アキノ政権下の政党制」(『現代政治』1988年), 選挙分析として福島光丘「フィリピン総選挙——中間時点での展望」(『アジアトレンド』第38号, 1987年) / 野沢勝美「アキノ現象」の体制化——1987年フィリピン総選挙の分析」(『アジアトレンド』第39号, 1987年) 参照。
- (8) Velasco, Renato, "Campaign Tactics in the 1987 Elections," Renato Velasco; Sylvano Mahiwo 編, *The Philippine Legislature Reader*, 第73号, ケソン, Great Books Publishers, 1989年。

【後記】

1992年大統領選挙ではラカス・エドサ党のラモス氏が、また議会選挙では LDP が勝利を収めた。そして、この選挙の結果を政党政治から判断できないことも、また直ちに明らかとなった。下院選挙で LDP は過半数はそれなかったものの第1党の座を占めたから、下院議長のポストはホセ・コファンコが手にするはずであった。しかし、ラモスの信認を得たデ・ベネシア下院議員（ラカス・エドサ党）を下院議長にするために、LDP以外の全ての党派が「虹の連合」を組んで、LDPから離脱した議員をあわせて、ホセ・コファンコの指名を阻止し、デ・ベネシアの下院議長就任を実現したのである。そして、これは LDP に代わる「ラモス与党」の結成を意味するものでは決

してなかった。下院議長指名が終わると直ちに、N P Cは連合から離脱して独自党派としての活動を続けることを宣言したのである。現在のフィリピン政治が、「政党の消えた議会」ではなく、新しい政党政治に向けた政党再編成の過程にあると判断する根拠は、依然として乏しい。